

お客さま各位

長野信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書保存方式）が開始されます。
当金庫では、インボイス制度への対応方法を下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

長野信用金庫：T5100005001722

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 当金庫制定の各種「振込依頼書」^{※1}につきましては、お客さまへお渡しする「受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。

3. 口座振替でお支払いいただいている各種手数料について

- (1) 口座振替でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイス制度の要件を満たした「インボイス管理票」^{※2}を作成いたします。
- (2) 口座振替でお支払いいただいている各種手数料のうち、一部の手数料は「インボイス管理票」に掲載されませんので、別途お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を実施いたします。

4. ATM・両替機でのお取引について

ATM・両替機でのお取引は、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行されません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。^{※3}

以上

^{※1} 振込に関する各種帳票類は、令和5年7月よりインボイス制度対応に伴い様式を変更しております。旧帳票は同制度に対応していないため、新帳票をご利用ください。

^{※2} 「インボイス管理票」の発行については、別途お申し込み手続きが必要となりますのでお取引店へお申し出ください。

^{※3} 仕入税額控除の具体的な要件につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

インボイス制度への対応につきまして、ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。